

訪問看護重要事項説明書 (医療)

<令和6年8月1日現在>

1 当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 080-4367-6377 管理者 結城 光

※ 御不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 訪問看護ステーション (名称) の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーションたちんぐ
所在地	福島県郡山市御前南6丁目126 グラシユールク101
サービスを提供する地域	郡山市 (湖南町を除く)、須賀川市 (上記地域以外でご希望の方はご相談ください)

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1名	0	従事者の管理及び業務の管理を行う 運営規程を遵守させ、教育・業務実施 状況の把握など
看護職員	看護師	2名	1名	訪問による全身状態の把握・ 在宅療養の援助など

※ 管理者は、訪問看護師と兼務

(3) サービスの提供時間帯

通常時間帯：8:30～17:30

休業日	12月30日～1月3日	定休日	土・日・祝日
-----	-------------	-----	--------

※ 上記の通常時間帯以外でも、御希望の日時がある場合は、御相談下さい。

※ 当ステーションは年間を通して24時間対応ができる体制を設けています。

※ 主治の医師から、必要と指示があった場合は定休日の計画的な訪問も実施します。

3 サービス内容

- 看護 (清拭・入浴介助・排泄ケア・終末期ケア・認知症ケア・栄養管理・健康相談・病状管理・介護相談・指導)
- リハビリテーション (入院や寝たきりによる体力低下の予防と改善、日常生活を円滑に行うための練習、住宅改修や福祉用具についてのご相談など)
- 医師の指示のもとでの医療処置の援助
(経管栄養チューブの管理・気管切開部の処置・人工呼吸器の管理・人工肛門の管理・膀胱留置カテーテルの管理 点滴管理 在宅酸素療法管理 褥瘡 (床ずれ) の予防と処置など)

4 利用料金

(1) 被保険者証にある割合のとおり、利用料金合計の1割か3割の自己負担があります。

対象	訪問看護に要する費用の自己負担の割合
3歳未満の乳幼児	健康保険法等により2割
3歳以上69歳以下の方	健康保険法等により3割
70歳以上74歳以下の方	健康保険法等により1割か3割
75歳以上 65歳以上74歳以下で一定の障害のある方	後期高齢者制度により1割か3割

(2) 訪問看護療養費

訪問看護は、主治医の示す訪問看護指示書に基づき、週3日を限度として訪問しています。ただし、特別訪問看護指示書が発行された場合や厚生労働大臣が定める疾病等（特掲診療科の施設基準等別表7・8）に該当する場合は、週4日目以降の訪問、2か所以上の訪問看護ステーションからの訪問が可能です。

	内容	料金	
		週3日目までの訪問	4日目以降
訪問看護療養費	基本療養費（Ⅰ）	看護職員 5,550円	6,550円
	基本療養費（Ⅱ）※1（1）	看護職員 5,550円	6,550円
		2,780円	3,280円
	基本療養費（Ⅲ）外泊時※2	8,500円/回	-
	管理療養費（機能強化型以外）※3	月の初回訪問のみ 7,670円	-
	管理療養費（Ⅰ）※4	2日目以降 3,000円	-

※1 同一建物住居者に対して、（1）は同一日に2人、（2）は同一日に3人以上、行った指定訪問看護について算定する。同一建物住居者とは基本的に建築基準法第2条第1号に掲げる建築物に居住する複数の利用者のことをいう。

※2 在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者で、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき入院中1回に限り算定。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回算定。

※3 ①管理療養費（機能強化型以外）初回算定時に訪問看護ベースアップ評価料780円が加算されます。②災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じていること。

※4（Ⅰ）同一建物住居者への訪問が7割以下であって、特掲診療科施設基準等別表7・8に該当する方への訪問が相当数あること。

(3) 加算料金

加算料金	24時間対応体制加算（同意による※1）		6,800円
	特別管理加算 ※2	(1) の状態にあるもの	(I) 5,000円
		(2) の状態にあるもの	(II) 2,500円
	難病等複数回訪問加算 ※3	1日の2回目	4,500円
		1日の3回以上	8,000円
	乳幼児加算 ※4	6歳未満の乳幼児	1,500円/日
		ただし、厚生労働大臣が定める者	1,800円/日
	長時間加算	90分を超えた場合	5,200円
	夜間・早朝加算	(午後6時～午後10時) (午前6時～午前8時)	2,100円
	深夜加算	(午後10時～翌6時まで)	4,200円
	複数名訪問看護加算 ※5	看護師・理学療法士等	4,500円/週
	訪問看護ターミナルケア療養費 ※6		25,000円
	退院時共同指導加算 ※7		8,000円
	退院時支援指導加算 ※8		6,000円
訪問看護情報提供療養費 ※9	利用者1人につき月1回	1,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算※10	月1回	50円	

- ※1 利用者またはその家族からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合、同意を得て算定。また、24時間体制における看護業務負担軽減に関する対策をしている場合に算定。
- ※2 厚生労働大臣が定めた状態にあり、
 (1) 在宅麻薬等注射指導管理等や在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者。
 (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患指導管理、ドレーンチューブを使用している状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を越える褥瘡の状態にある者。
- ※3 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合に算定。
- ※4 乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者とは、①超重症児又は準超重症児②特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者③特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者
- ※5 対象となる利用者は、次のいずれかで1人での看護職員による訪問看護が困難な場合、同意を得て算定。末期の悪性腫瘍など厚生労働大臣が定める疾病等の者、特別訪問看護指示期間中であって指定訪問看護を受けているもの、特別な管理を必要とする者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為などが認められるもの。
- ※6 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人・家族の意思決定を基本に、他の医療・介護関係者等との連携の上対応し、在宅で死亡した利用者（24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、その死亡日および死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケア

に係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明した上でケアを行った場合。また、あらかじめ患者又はその家族から聴取した意向に基づき、7日以内の入院中に死亡した場合も加算する。

- ※7 ①退院または退所にあたって医療機関または施設職員等と在宅療養に関する指導を行ないその内容を文書等により提供した場合。（末期の悪性腫瘍等の患者については2回に限り算定。②退院後特別な管理が必要な者に対しては、追加して特別管理指導加算を算定する。
- ※8 厚生労働大臣が定める疾病等状態にある利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められたものが保険医療機関から退院する日に看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合に1回に限り最初の計画訪問の際に加算。
- ※9 事業所が利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村の求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定。また、保健医療機関等に入院・入所する利用者について情報を提供した場合に算定。
- ※10 オンライン資格確認システムを通じて、利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用した上で、計画的な管理を行った場合算定。

(4) 交通費及び保険外となる訪問他

交通費	サービス実施地域 郡山市（湖南町を除く）、須賀川市は無料 実施地域以外は、通常の実施地域境界から、片道1kmにつき50円	
差額負担 利用料	営業時間内で90分を超える訪問看護 土日・祝日	30分ごとに3,000円 1日当たり500円
その他	指定訪問看護適用外の訪問看護を提供した場合 死亡時の処置料	ご希望のとき、別紙にて説明 15,000円
	訪問看護サービス提供に必要な材料費等がある場合	実費

(5) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、キャンセル料金はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は、すみやかにご連絡下さい。（連絡先 080-4367-6377）

(6) その他

イ) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。（サービスの前後に手洗いをさせていただくことをご了承ください）

ロ) 料金の支払方法

毎月、当月分の請求書を、翌月10日頃の訪問時に持参しますので、利用者は当月の料金を現金でお支払いいただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

申し込みの後、当訪問看護ステーション職員がお伺いいたします。

利用開始にあたり契約を結び、訪問看護計画を作成しサービスを提供いたします。

※担当の介護支援専門員がいる方は、事前に相談の上申し込みください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員体制等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為（暴力・ハラスメントを含む）を行った場合、又当訪問看護ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、又、利用者や家族などから、当訪問看護ステーションや当訪問看護ステーション従業者へ社会通念を逸脱する行為（暴力・ハラスメントなどを含む）を受けた場合などサービス提供者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 注意事項

・サービス提供中、職員の怪我やアレルギー対応のため、ペットは繋ぐか別室にお願いします。万が一ペットによる怪我などがあった場合は治療費をお願いすることがあります。また職員滞在中の喫煙はご遠慮いただくか、別室でお願いします。

・緊急時訪問看護では、ご本人の心身の状態や療養上で不安等があるときに連絡をいただき、必要に応じて、予定外訪問させていただきますが、予定訪問対応中や夜間・休日は、訪問対応に至るまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・職員への金品等の心付けはお断りしております。

・悪天候、災害発生、交通事故等によっては、訪問看護サービスの提供が困難な場合があります。

6 訪問看護ステーションたちんぐの訪問看護サービスの特徴等

(1) 事業の目的

①株式会社 Homecare の開設する、訪問看護ステーションたちんぐが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、医療保険・介護保険法に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態または高齢者等の方に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

①要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指す。

②事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業所・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努める。

(3) サービス利用のために

①看護サービスを提供いたします看護職員、リハビリ職員は、原則的に受け持ち担当制ではありません。御希望のある場合は、お申し出下さい。

②看護サービスは、看護手順や基準に基づきながら、各利用者の個別性を重視して援助いたします。

③職員の資質向上のため、職場内外を問わず、日常的・計画的に研修を行ないます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

①利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、主治医、利用者に関わる介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

②利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行なう。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

9 サービス内容に関する苦情

①当訪問看護ステーションの看護サービスに関する相談、苦情を承ります。担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継ぎをします。また、文書による苦情・要望にもこたえられるように対応します。営業日、時間外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応します。

事業所窓口・苦情対応責任者 結城 光

電話 024-953-6673 FAX 024-953-6683

②相談・苦情の内容により、必要に応じて主治医や介護支援専門員等と連絡を取り、利用者宅へ伺います。具体的な対応策・再発防止策を提示するとともに、その記録を保管し情報共有に努めます。

③相談・苦情をお寄せいただいたことにより、利用者及び家族等に不利益が生じないことをお約束します。

④当事業所外に、市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

郡山市保健福祉部介護保険課 電話 024-924-3021

福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 024-528-0040

福島県運営適正化委員会 電話 024-523-2943

10 人権擁護・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。また身体的拘束は、原則禁止し、緊急時やむを得ない場合においては、詳細な記録を残します。

①虐待防止に関する責任者の選定：管理者 結城 光

②成年後見制度の利用を支援します。

③従業者に対する虐待防止のための研修を実施します。

④サービス提供中に、当該事業所従事者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 衛生管理等について

①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な体制の整備を行います。

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者に周知徹底をします。

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

12 業務継続計画の策定等について

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 提供するサービスの第三者評価の有無

実施しておりません。

14 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、株式会社 Homecare の住所地を管轄する福島地方裁判所郡山支部を第一審査裁判所とさせていただきます。

令和 年 月 日訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して
重要な事項を文書交付し、説明しました。

事業者 所在地 福島県郡山市御前南6丁目 126

グラシューパルク 101

株式会社 Homecare 代表取締役 結城 光 印省略

訪問看護ステーションたちんぐ 管理者 結城 光

説明者 氏名 _____ 印省略

以上の内容について、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名 _____ 印省略

署名代筆者

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者に
代わって署名を代筆しました。

住所 _____

氏名 _____ 印省略

訪問看護サービス提供契約書 (医療)

(利用者・事業者兼用)

様(以下、「利用者」とします)と訪問看護ステーションたちんぐ(以下「事業者」とします)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、老人保健法に基づく老人訪問看護事業及び医療保険法等関係法令およびこの契約書にしたがって、利用者に対し療養上の世話または診療の補助等を内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約期間は令和 年 月 日から利用者の終了の意思表示をされるまでとします。なお、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

第3条 (訪問看護の提供)

- 1 事業者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けて行います。
- 2 事業者は、利用者の心身の状態および希望をふまえて、生活の質の確保を図るよう、「訪問看護計画書」を作成します。事業者は、この「訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第4条 (主治医との連携)

事業者は、利用者の心身の状態に応じて立てた訪問看護計画書、訪問看護の提供に基づいた訪問看護報告書を利用者の主治医に定期的または状況に応じて提出します。

第5条 (訪問看護の内容)

- 1 訪問看護のサービスとして、訪問看護職員が利用者の居宅を訪問して行う①病状・障害・心身の状態の観察②身体の清潔保持と褥瘡の予防・処置③カテーテルの管理④食事や排泄の介助⑤ターミナルケア・認知症のケア等⑥療養生活や介護指導等を提供します。
- 2 提供する訪問看護サービスのうち、利用者が利用できるサービスの内容、利用料金及び保険適用の有無については、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第6条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、提供した訪問看護の実施毎にそのサービスの提供日・内容等を電磁的記録として保存します。また利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な記録を記載します。但し、健康手帳を有しない者についてはこの限りではありません。
- 2 事業者は、サービス提供記録は、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、保存されるサービス提供記録を閲覧できます。また複写物の交付を請求することができます。

第7条 (訪問看護利用料)

- 1 利用者は、医療保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月10日頃の訪問時に持参します。
- 3 利用者は、当月の料金は現金もしくは口座振替の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第8条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額50,000円を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用終了及び利用者または連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第9条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金負担することなくサービス利用を中止することができます。

第10条（料金の変更）

1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）申し入れることができます。

2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第11条（契約の終了）

1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を指示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ④事業者が破産した場合

4 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、1ヶ月の予告期間においてこの契約を解約することができます。

- ①利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払われない場合
- ②利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為（暴力・ハラスメントを含む）を為し、改善しようとしなないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ③利用者がお亡くなりになった場合

第12条（賠償責任）

事業者は、訪問看護サービスの提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り必要な措置を講じます。

第14条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または、利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条（苦情対応）

1 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

第16条（連携）

- 1 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに介護支援専門員等に連絡します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、医療保険法等関係法令の規定を遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第19条（秘密保持）

- 1 事業者（実習生を含む）はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を提供する場合は事前に合意を得ます。
- 3 事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

事業者 福島県郡山市御前南6丁目 126 グラシューパーク 101
株式会社 Homecare 代表取締役 結城 光 印省略

訪問看護ステーションたちんぐ
管理者 結城 光

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印省略

署名代筆者

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所 _____

氏名 _____ 印省略

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印省略

個人情報に関する同意書

私（利用者及びその介護者及び家族等）の個人情報については、訪問看護サービスの契約書第 18 条に基づき、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ①利用者の関わる訪問看護計画を立案する為の情報提供
- ②医療上、緊急の必要性のある場合、医療機関へ利用者に関わる心身状態の情報提供
- ③利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る際の情報提供
- ④サービス担当者会議などでの情報提供
- ⑤学生実習やその他の実習受け入れ時の情報共有
- ⑥研究及び学会発表・事例検討など

2. 個人情報を使用する事業所

- ・サービスの種類 訪問看護
- ・所在地 福島県郡山市御前南6丁目 126 グラシューパーク 101
- ・事業所名 訪問看護ステーションたちんぐ

利用者のサービス提供に関係する事業者は、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前であっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。

また、サービス提供に関わる使用目的以外には、決して使用しません。

3. 使用期間

令和 年 月 日 ~ 契約終了日まで

4. 使用に当たっての条件

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係する者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払うこと。
- ・個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録しておくこと。

利用者 氏名 _____ 印省略

署名代筆者

氏名 _____ 印省略

医療保険加算料金に関する同意書

訪問看護ステーションたちんぐに関する医療保険加算料金について、別紙（訪問看護利用料）によりサービス内容及び料金について説明を受けました。

この件について、同意致します。

ご利用サービス	料金	料金の有無
24時間対応体制加算	1ヶ月 6,800円	有 ・ 無
特別管理加算	* 1：1ヶ月 5,000円 * 2：1ヶ月 2,500円	有 ・ 無 ※現在該当しない場合、 該当したときの算定の可否 可 ・ 否
複数名訪問看護加算	サービス利用分	有 ・ 無 ※現在該当しない場合、 該当したときの算定の可否 可 ・ 否
訪問看護情報提供療養費	1ヶ月 1,500円	有 ・ 無
訪問看護医療DX情報加算	1ヶ月 50円	有 ・ 無
ターミナル加算	25,000円	有 ・ 無

同意日 令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印省略

署名代筆者 氏名 _____ 印省略